

## 第49号議案

春日市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「常勤の職員の員数」の次に「(春日市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)に よることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中

「

前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

」

を

「

第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、春日市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが該当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。